

伊勢市国民保護協議会運営要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、伊勢市国民保護協議会条例第5条の規定に基づき、伊勢市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他協議会の運営に関し、必要な事項を定める。

(異動報告)

第2条 協議会委員に異動等があった場合は、後任者がその役職名、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(事務)

第3条 協議会の事務は、まちづくり推進部防災防犯課において行う。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成18年7月 日から施行する。